平成３０年度　第１回　四街道市文化財審議会会議録

日　　時　　平成３０年　５月３０日（水）午後３時３０分～午後４時３５分

場　　所　　四街道市役所　第二庁舎　第２会議室

出席委員　　宮田省一　　委員長　中野照男　　副委員長
松平喜美代　委員　　樋口誠太郎　委員　　吉田文夫　委員
大矢敏夫　　委員　　鈴木満壽男　委員

事 務 局　　髙橋信彦　教育長　　荻野武夫　教育部長　　内海正憲　課長
遠藤智久　係長　　石渡典子　副主査　　大村冬樹　主事

傍聴人　　０人

――　会議次第　――

１　開　　会

２　会 長 挨 拶

３　教 育 長 挨 拶

４　議　　題

（１）　平成２９年度事業報告

（２）　平成３０年度事業予定

（３）　その他

５　閉　　会

１．開会

２．会長挨拶

３．教育長挨拶

内 海 課 長：議事進行につきましては、四街道市文化財の保護に関する条例第２６条第３項の規定に基づき、「会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。」とありますので、議長を宮田会長にお願いします。

宮 田 会 長：それでは、議題の進行を務めさせていただきます。議事に入る前にご報告します。本日の出席委員は７名です。従いまして、四街道市文化財の保護に関する条例第２７条第２項の規定に基づき、過半数に達していますので、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。審議に先立ちまして、本会議の公開・非公開の決定についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

遠 藤 係 長 ：市では、審議会等の透明性や公平性を確保するため、会議の公開制度を設けております。「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」では、審議会等は原則公開としており、四街道市情報公開条例第８条における非公開情報を審議する際には、非公開と決定することも可能でありますことを、申し添えます。

宮 田 会 長：四街道市文化財審議会の開催ですが、本日は非公開情報にする議題がないため、公開として委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

宮 田 会 長：次に、本会議の会議録の取扱いについてお諮りします。１点目ですが、会議録に発言者氏名を記載する可否についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

遠 藤 係 長 ：会議録の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、発言者の氏名を明記することと示されています。

宮 田 会 長：会議録の公開及び発言者の氏名の明記についても、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

宮 田 会 長：２点目ですが、会議録署名人について、事務局からの説明をお願いします。

遠 藤 係 長 ：会議録署名人については、委員の中から２名を選出させていただきたいと考えています。

宮 田 会 長：会議録署名人については、委員の中から２名選出するということで、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

宮 田 会 長：それでは、会議録署名人２名の選出をいたします。事務局から何か案はありますか。

遠 藤 係 長 ：前回の松平委員、鈴木委員に続き、本審議会については、吉田委員、大矢委員を推薦いたします。

宮 田 会 長：事務局から吉田委員、大矢委員の会議録署名人の推薦がありました。委員の皆様よろしいですか。

【全員異議なし】

宮 田 会 長：会議録署名人を吉田委員、大矢委員にお願いいたします。それでは、次に進めさせていただきますが、本日、傍聴人はいますか。

大 村 主 事：本日、傍聴人はおりません。

４．議題（１）

宮 田 会 長：それでは、本日の議題に進みます。会議次第４議題（１）「平成２９年度事業報告」について、事務局からの説明をお願いします。

遠 藤 係 長 ：それでは、会議次第４議題（１）「平成２９年度事業報告」について、事務局大村より説明させていただきます。

大 村 主 事：それではご報告いたします。皆様のお手元の資料１ページをご覧ください。

≪事務局より説明≫

宮 田 会 長：ただ今の事務局の事業報告について、委員の皆様、ご意見・ご質問等ございますか。

大 矢 委 員：文化財の保存は大事です。最近よく「文化財の活用」という言い方を聞きますが、指定文化財は文化財の活用という意味で見ると、あまり対象になっていないと思われます。先ほど教育長からもお話がありましたが、ふるさと郷土の歴史文化を伝えたいという話とつなぎ合わせて考えますと、四街道の文化財を、教育現場で活用する方法を考えるべきだと思います。難しいかとは存じますが、担当の方でどのようにお考えですか。

内 海 課 長：学校の授業でなるべく文化財の活用を図ってもらいたいと、常日頃からお願いしております。民

俗資料は見学に来ていただいておりますが、学校の日程が合わない場合は、こちらから資料を持って行き、出前講座という形で実施しております。大矢委員がご指摘される６１件の文化財は、先ほど報告の中で３ページの⑥にある企画展の中で、一部展示しました。学校単位ではありませんが、子供もかなり来ていただきました。３ページの（４）の①文化財散歩のように、子供も大人も色々な形の取り組みをして、広く文化財を知ってもらえるように、より一層努力していかなければいけないと考えております。

大 矢 委 員：学校との関係についてですが、前に古文書の展示会をやりましたが、学校側は時間をとれず、協力を得られませんでした。四街道ならではの文化財を、もう少しうまく活用できないかと思いました。これについては、学校側でも、考えてもらわないとなかなかうまくいかないと思います。

内 海 課 長：貴重なご意見ありがとうございます。現在、学校の授業での活用をお願いしているので、今後も機会を増やしていきたいと考えております。また、４ページの文化財保存事業に記載の亀崎ばやしは、南小学校で伝統の保存継承という意味でも取り組んでおります。色々なものを広く周知し、今頂いた意見は生かせるように努めて参ります。

中 野 副 会 長：「文化財の活用」という言い方は、先ほど大矢委員が言われた通りだと思いますが、動産文化財についての活用は、実はそれほど遅れているとはみられていません。博物館や資料館で展示をすることで、十分活用しているということです。今、活用という意味で注目を浴びてるのは、記念物にあたる史跡や天然記念物等の不動産です。観光客を取り入れて、もっと経済活動に資するような使い方をしようということです。世界遺産に登録されると観光客が大勢来るのに、なぜ日本は少ないのか、記念物等の活用がうまくいっていないのではないかということで、今、一所懸命に取り組んでいます。現在の動きとしては、今までは記念物を教育委員会が管理していたが、教育委員会が動かないから活用がうまくいっていないということで、教育委員会からその権利を取り上げて首長、もしくは首長の直属機関にそういう活用を推進するセクションを作るという動きがあります。そのような動きは四街道にはまだないのですか。

内 海 課 長：記念物については、もねの里の古屋城等は、何らかの形で活用する予定です。セクションにつきましては、シティセールス推進課という、四街道市をアピールしていく担当部署があり、色々な取り組みをしております。これらの部署や他市との連携も考えられますが具体的な案はできておりません。ご承知の通り、古屋城も駅から遠くてバスが通ってないなどのご意見をいただいております。歩いて行ける散策コースの策定など、徐々に検討していきます。ただ、古屋城周辺は店舗もなく、資源としては厳しいと思いますが、可能性を探り、様々なセクションとタイアップして、活用していけるよう検討させていただきたいと思います。

松 平 委 員：４ページの（７）にある文化財関係研修に、私達は参加させていただけないのでしょうか。

石 渡 副 主 査 ：（７）に関しましては、文化財の職員研修ですので、あくまで行政担当者の職員研修の会議になり

ます。審議会委員が参加できる研修会は、県が主催しているものが年に数回ございます。開催時期は年度の末頃ですので、もしそのような研修会がございましたらご案内します。

内 海 課 長：研修会の情報提供はいたしますが、委員として出席いただく際は、報酬をお支払するべきだと考えております。しかし、研修のための予算措置をしておりません。今後、調整させていただきたいと思います。

宮 田 会 長：以前は車の手配等もして頂き、研修に参加したことがありました。財政的に厳しいというのはよくわかります。しかし、前は年２回程度研修があり、他の市の審議委員との交流等もあり、それなりに意味があったと思います。

内 海 課 長：引き続き検討させていただきます。

大 矢 委 員：市史編さん協力員では県の研修に行ったことがありました。ここ何年間でなくなってしまったのではないですか。

内 海 課 長：委員が公務で出かけた場合、何かあると公務災害になります。委員の職務で行く場合、報酬と費用弁償を生じたものが公務となり、それ以外については様々な問題がありますので、検討させてください。

宮 田 会 長：その他委員の皆様、何かありますか。

【委員：特になし】

４．議題（２）

宮 田 会 長：それでは、引き続き会議次第４議題（２）「平成３０年度事業予定」について、事務局からの説明をお願いします。

遠 藤 係 長 ：それでは、会議次第４議題（２）「平成３０年度事業予定」について、事務局大村より説明させていただきます。

大 村 主 事： それではご説明いたします。

≪事務局より、資料の説明≫

宮 田 会 長：ただ今の事務局の事業予定について、委員の皆様、ご意見・ご質問等ありますか。

内 海 課 長：９ページの説明にもありましたが、今年度の文化財散歩で行く予定の大隆寺にも、指定文化財がありますので、年１回程度は活用に取り組んで参りたいと思います。

大 矢 委 員：（2）の④総合的学習授業というものには、どのくらい時間をかけていますか。

大 村 主 事：本年度は南小学校、栗山小学校、１回２時間から３時間程度で実施しております。南小学校は１回、栗山小学校は５回実施します。

大 矢 委 員：こちらから呼びかけるのではなく、希望があって実施するのですか。

内 海 課 長：総合的学習授業はすべて文化財に関わるものではなく、いろいろなものを実施します。その中で昨年度は南小学校、栗山小学校で文化財に関わる総合的学習授業を取り入れていただいております。基本的には希望のある学校を対象とし、日程調整しています。今年度は２校にとどまっているという状況です。

大 矢 委 員：それは学校のどのような教科に入っていますか。

石渡副主査：総合的学習授業は、学校の教育課程の中で決められているものです。社会や理科等の教科の縦割りをなくして、色々な授業科目を横断するような内容を行うものです。何を題材にするかは、学校が決めています。ただ、四街道の中で南小学校と栗山小学校は、地域に文化財がありますので、私共と協力して文化財を題材とした総合的学習授業を私達と協力して実施しています。

大 矢 委 員：それらは文化財活用という範疇に入るのでしょうか。

内 海 課 長：広い意味での活用になります。

宮 田 会 長：よろしいでしょうか。それでは、会議次第４議題（２）を終了させていただきます。

４．議題（３）

宮 田 会 長：それでは、引き続き会議次第４議題（３）その他について、事務局からの説明をお願いします。

遠 藤 係 長 ：前回の審議会で説明させていただきました、四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例の進捗状況、及び前回ご意見いただきました看板の設置について説明させていただきます。３月２８日に議会で承認をうけ、四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例は、資料でお配りした通り堀込城跡広場、物井古墳広場、そして古屋城跡広場の３か所を歴史広場として設置しました。なお、条例に併せて、こちらの歴史広場を利用する際、許可申請等をまとめた条例施行規則につきましても、同日付で施行されておりますので、参考までに添付させていただきます。前回の文化財審議会で、委員の方から看板の文言についてのご意見を頂きました。それを反映した看板を設置しましたので、写真でご確認ください。

宮 田 会 長：ただいまの事務局の説明について、委員の皆様ご意見、ご質問等ございますか。

大 矢 委 員：前回欠席したので古屋城に行けなかったので、本日、車で現地に行きましたところ、案内板がなかったのでわかりにくかったです。特に駐車場の入るところがわかりにくいです。堀込城跡もそうですが、道路上に何か目印がほしいという気がするのですが、いかがですか。

内 海 課 長：広場までの案内板は設置できておりません。設置場所等の問題がありますので、今後検討させていただきたいと思います。

大 矢 委 員：事前に知っている人はわかると思いますが、たまたま近くに来た人にも行ってみようと思わせる何かがほしいです。

内 海 課 長：整備していきたいとは思っていますが、色々な問題がありますので、話し合って検討させていただきたいです。引き続き、文化財審議会でご意見を伺いながら、活用についても教育委員会の意見を示しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

宮 田 会 長：その他、何かありますか。

樋 口 委 員：例えば施設を利用しているときにけがをしたり、壊したりという事態になった場合、弁償などの話になると思いますが、いかがですか。

内 海 課 長：堀込城跡広場、物井古墳広場、古屋城跡広場の利用の際のケガなどについては、市の保険に入っていますので、基本的に、故意でなければ保険の対象になります。器物損壊については、原因者に賠償させることができるという規定にはなっています。実際には目撃者がいて故意であると認められれば、現状復帰するように賠償を求めます。例えば看板を壊した方がいれば、その方が損害を賠償する形になり、警察に被害届を出すという考え方でいます。

宮 田 会 長：その他ありませんか。

大 矢 委 員：最新号の『四街道の文化財』の中で報告されてますが、市史編纂協力員の調査で井岡家より新たに村旗が出てきています。これはすばらしく保存状態が良いものです。指定文化財に追加指定できないか、ご検討頂けませんか。

内 海 課 長：今回のものも検討し、指定の際は諮問答申という形で諮って参りたいと思います。

大 矢 委 員：追加指定の手続きがよくわからないのですが。

内 海 課 長：対象となる文化財１件１件、文化財審議会に諮問して答申するという形になります。

中 野 副 会 長：説明資料作りは審議委員が手伝うということになるかと思います。

宮　田　会　長：その他、何かございますか。

【委員：特になし】

宮　田　会　長：それでは、本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様より貴重なご意見をいただきましたので、事務局で検討をお願いします。それでは、進行を事務局にお返しします。

内　海　課　長：本日は色々な貴重なご意見を頂きありがとうございました。皆様にいただいた意見につきましては、次の審議会で反映できるものについては反映させていきたいと思います。それでは以上を持ちまして、平成３０年度第１回四街道市文化財審議会を閉会します。委員の皆様、本日はありがとうございました。

会議録署名人　吉田　文夫

会議録署名人　大矢　敏夫